

産業医の「過重労働による健康障害防止及びメンタルヘルスケア等の助言指導」実施状況

主任研究者 岐阜産業保健推進センター相談員(岐阜大学大学院医学研究科医療管理学講座産業衛生学分野) 井奈波良一

共同研究者 岐阜産業保健推進センター所長 岩田弘敏、岐阜県医師会産業医担当理事 池田久基、ソニーイーエムシーエス(株)美濃加茂テック・産業医 綿貫ルミ子、岐阜大学医学部非常勤講師 黒川淳一、岐阜産業保健推進センター相談員 牧野茂徳、岐阜産業保健推進センター相談員(犬山病院) 井上真人、岐阜産業保健推進センター相談員 小山田隆明

はじめに

近年、厚生労働省から「過重労働による健康障害防止のための総合対策における事業者が講ずべき措置(平成14年2月)」のほか、「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針(平成12年8月)」等が出されている。これらの中で、産業医等による健康相談、助言指導、面接指導、職場復帰指導等の項目が設けられている。しかし、産業医等による事業場への助言指導等の実施段階においては、各種の困難な問題が生じたり、それに対する工夫がなされていると推測される。

そこで、今回、産業医の過重労働による健康障害防止及びメンタルヘルスケア等の助言指導の効果的な取り組みや研修会等の参考とすることを目的に、岐阜県医師会所属の日本医師会認定産業医(以下、認定産業医)を対象に「過重労働による健康障害防止及びメンタルヘルスケア等の助言指導」実施状況等に関するアンケート調査を実施し、認定産業医が産業医をしている事業場数の多少の観点から検討したので報告する。

対象と方法

認定産業医752名を対象に平成17年8月から9月にかけて郵送による無記名自記式のアンケート調査を実施した。このうち345名から回答を得た(回収率45.9%)。

調査票の内容は、認定産業医の事業場の過重労働対策への取り組みに関する項目(対策への取り組み度合い、過重労働の把握方法、事業場への勧告実施状況、面接保健指導実施状況等)、認定産業医の事業場の従業員の心の健康づくりやメンタルヘルス対策への取り組みに関する項目(健康づくり等への取り組み度合い、従業員の心の健康状態の把握状況、メンタルヘルス関連疾患を持った従業員の治療や職場復帰への関与状況、従業員や管理監督者に対するメンタルヘルス教育の実施状況等)等である。

解析は、産業医をしている事業場数の項目に回答のあった認定産業医343名を、実際に産業医をしている事業場数で4群〔無し群(122名、35.6%)、1事業場群(102名、29.7%)、2~3事業場群(75名、21.9%)、4事業場以上群(44名、12.8%)〕に分け、群間比較を行った。

結果と考察

1. 認定産業医の事業場の過重労働対策取り組み状況

1) 認定産業医の事業場の過重労働対策への取り組みが「非常にまたはまあまあ積極的である」と回答した認定産業医は、全体で47.0%に達していた。

2) 過重労働対策に積極的でない理由として「方法がわからない」が47.6%で最も高率であった。

3) 認定産業医による疲労の蓄積の把握方法で最も多かったのは「管理者等からの報告」(57.3%)であった。「質問紙」の使用率は、産業医をしている事業場数が多い認定産業医ほど有意に高率であった。

4) 疲労の蓄積を把握する際に厚生労働省が公表している「働く人の疲労蓄積度チェックリスト」を使用したことがある産業医は13.0%にすぎなかった。このチェックリスト使用率は、産業医をしている事業場数が多い認定産業医ほど高率であった。また、このチェックリストに対する評価は高かった。

5) 過重労働の把握方法は、「管理者等からの報告」が79.3%で最も高率であった。「把握していない」認定産業医は14.7%にすぎなかった。

6) 過重労働をしていることがわかっていて、現在は健康状態に問題がないと考えられる場合の処置で最も高率であったのは「過重労働をやめるよう上司に伝える」(48.3%)であった。

7) 事業場管理者に対する過重労働対策に関する勧告を実施したことのある認定産業医の割合は24.0%であった。

8) 過重労働に対する面接保健指導を実施したことがある認定産業医は全体で34.7%であった。

9) 事業場管理者に対する過重労働対策に関する勧告を実施したことがある認定産業医および過重労働に対する保健指導を実施したことがある認定産業医の割合は、共に産業医をしている事業場数が多い認定産業医ほど高率であった。

10) 過重労働に対する面接保健指導を実施したことのない理由として最も高率であったのは、「事業場に過重労働が存在しない」(39.0%)であった。

2. 認定産業医の事業場のメンタルヘルス取り組み状況

1) 事業場のメンタル面での相談や問題事例経験がある認定産業医の割合は、51.6%に達していた。また、この割合は、産業医をしている事業場数が多い認定産業医ほど高率であった。

2) 事業場の従業員の心の健康づくりやメンタルヘルス対策への取り組みが「非常に積極的である」または「まあまあ積極的である」と回答した認定産業医の割合は、全体で45.6%に達していた。

3) 事業場の従業員の心の健康状態を「把握したいと思うが、実際にはできていない」と回答した認定産業医の割合が61.4%に達していた。

4) 事業場のメンタルヘルス関連疾患を持った従業員の治療や職場復帰に対する関与度に関して、「精神科専門機関の精神科医(外部)にほとんどお任せしている」認定産業医が45.1%で最も高率であった。

5) 職場におけるメンタルヘルス問題解決に関して、産業医をしている事業場、健康管理部門、精神科専門機関の連携状況に対して、「非常にまたはまあまあうまく連携している」と回答した認定産業医は32.4%にすぎなかった。

6) 従業員あるいは管理監督者に対するメンタルヘルス教育の現況は、「メンタルヘルスに関する教育を実施したいが、具体的な方法がわからない」が28.2%で最も高率であり、次が「事業主が今のところ必要性を感じていない」(26.3%)であった。産業医をしている事業場数が多い認定産業医ほど「管理監督者教育を実施した」割合が高率であった。

7) 地域の精神科医師・精神科医療機関から発行される診断書に記載されている診断名があいまいで、受診者の状態がよくわからず、職場で対処しにくい場合があることに対して、「あいまいな診断名は患者に対する配慮であり、仕方ない」と回答した認定産業医は38.3%で最も高率であり、次が「正確な診断名を記載すべきである」(32.2%)であった。

3. 認定産業医の過重労働対策・メンタルヘルス対策に関するマニュアルの必要状況、研修会への出席状況および行政発の通達等の認知状況

1) 「医師による過重労働対策のための面接指導マニュアル」および「地域の精神科医師・精

神科医療機関との連携マニュアル」を作成することが「必要だと思う」と回答した認定産業医が、それぞれ80.3%、77.8%に達していた。

2) 認定産業医の「過重労働」に関する研修会への出席率は50.6%にすぎなかったが、「メンタルヘルス」に関する研修会への出席率は80.4%であった。

3) 認定産業医の48.8%が「過重労働による健康障害防止のための総合対策における事業者が講ずべき措置」の内容を知っていたが、「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の内容を知っている認定産業医の割合は42.2%にすぎなかった。また、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の内容を知っている認定産業医の割合は35.2%にすぎなかった。

4) 12項目に分類にされた「過重労働・メンタルヘルス」等について事業場や行政への要望事項のうち最も要望者が多かった項目は、行政指導の強化、法律の整備等の「行政」に関する要望であった。